

VUEVO 利用規約

本規約は、VUEVO（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関する条件をお客様とピクシーダストテクノロジーズ株式会社（以下「当社」といいます。）との間で定めるものです。

第1章 総則

（適用）

- 第1条 本規約は、本サービスの利用に関し、お客様と当社との間に適用されます。
- 2 お客様は、本規約の定めに従い、本サービスを利用するものとします。
 - 3 当社は、当社が必要と判断したときは、本規約を変更することがあります。
 - 4 当社が本規約を変更するときは、当該変更の事実、その効力発生日、及び変更の内容をお客様に通知又は公表します。

（定義）

第2条 本契約において使用される用語の意味は、以下のとおりです。

1 契約

- （1）「本契約」とは、本サービスの利用に関して、お客様と当社との間の権利義務関係を定める契約をいいます。本契約は、本規約及び附属書面で構成されます。
- （2）「附属書面」とは、本規約において「別に定める」としている書面、及びお客様と当社との間における約定を証する書面の総称をいいます。附属書面と本規約との間に矛盾がある場合には、附属書面が優先されます。

2 当事者

- （1）「申込者」とは、本サービスの利用を申し込んだ法人、団体若しくは組合（以下「法人等」といいます。）、又は個人事業主（本サービスを事業目的で利用する個人）をいいます。
- （2）「お客様」とは、本規約に同意の上、当社との間で本契約を締結した法人等又は個人事業主をいいます。
- （3）「管理者」とは、お客様が本サービスを管理する者として指定した個人をいいます。
- （4）「利用者」とは、お客様の指示に従い本サービスを利用する個人をいいます。

3 本リソース

- (1) 「本リソース」とは、お客様が本サービスを利用するために必要なリソースをいいます。本リソースは、専用ハードウェア、専用ソフトウェア、当社環境及びお客様環境から構成されます。
- (2) 「専用ハードウェア」とは、本サービスの利用を目的として当社がお客様に提供する以下のハードウェアをいいます。
 - ・VUEVO専用マイク
- (3) 「専用ソフトウェア」とは、本サービスの利用を目的として当社がお客様に提供する以下のソフトウェアをいいます。
 - ・VUEVO専用アプリケーション
- (4) 「当社環境」とは、本サービスを提供するために構成されたコンピューター及び電気通信設備並びにその他のハードウェア及びソフトウェア（第三者から借受け又は第三者から利用のために提供を受けているものを含みます。）群であって、当社が管理するものをいいます。
- (5) 「お客様環境」とは、本サービスを利用するために準備、使用、及び管理するコンピューター及び電気通信設備並びにその他のハードウェア及びソフトウェア（第三者から借受け又は第三者から利用のために提供を受けているものを含みます。）群であって、お客様が管理するものをいいます。

4 アカウント

- (1) 「管理者アカウント」とは、管理者が使用するアカウントをいいます。
- (2) 「メンバーアカウント」とは、管理者が任意に追加するアカウントであって、利用者が使用するアカウントをいいます。

5 その他

- (1) 「お客様情報」とは、本サービスを利用するためにお客様が当社に提供した情報（以下の情報を含みます。）をいいます。
 - (ア) お客様が附属書面に記載した情報
 - (イ) お客様が当社環境に任意で入力した情報
- (2) 「本データ」とは、以下のデータをいいます。
 - (ア) VUEVO専用マイクが取得した音声データ
 - (イ) VUEVOの機能によって生成された文字データ
 - (ウ) 使用実績に関するログデータ
- (3) 「VUEVO利用料」とは、お客様が本サービスを利用するために当社に支払う料金をいいます。「VUEVO利用料」は、以下の料金を含みます。
 - (ア) 専用ハードウェアの料金
 - (イ) VUEVOライセンスの料金
- (4) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権及び回路配置利用権並びに特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、

品種登録を受ける地位、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利をいいます。

- (5) 「個人情報」とは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正も含みます。）第2条第1項に定める個人情報をいいます。
- (6) 「反社会的勢力」とは、第27条第1項に定める者をいいます。
- (7) 「VUEVOライセンス」とは、本サービスを利用するための権利をいいます。

第2章 本契約の締結

(本契約の成立)

第3条 本契約は、本サービスの利用を希望する者が、当社が指定する方法で申込を行い、当社が当該申込を承認した時点で成立するものとします。

- 2 申込者は、申込を行った時点で本規約に同意したものとみなされます。
- 3 お客様は、当社に対し、申込を行った時点で次の各号の事項の真実性を表明し保証するものとします。
 - (1) お客様が、本契約を締結する正当な権限を有すること
 - (2) お客様が、本規約の全文を確認し、そのすべてに同意したこと
 - (3) お客様が、附属書面で当社に開示した事項が真実であること
 - (4) お客様が、過去に当社が提供するサービスの利用に関する契約に違反した者でないこと
 - (5) お客様が、反社会的勢力に該当する者又は関与する者でないこと
- 4 当社は、以下の事由に該当すると判断した場合、申込を拒否することがあります。
 - (1) 申込の内容に不備又は虚偽があること
 - (2) 申込者が他人になりすましていること
 - (3) 申込者が正当な理由なく、本サービスの申込及びキャンセルを繰り返していること
 - (4) 申込者がその他不当と認められる行為をしたこと
- 5 当社は、申込を承諾した場合、附属書面でお客様が指定した連絡先メールアドレスに、開設通知を送付します。開設通知には、ライセンスIDを記載します。
- 6 申込者は、専用ハードウェア及びVUEVOライセンスの変更（追加又は解約）を希望する場合、当社が指定する方法でライセンスID毎に変更申請を行い、当社が当該変更申請を承認した時点で、変更申請の内容について、本契約が成立するものとします。

7 第6項の変更申請については、第3項及び第4項を準用します。

第3章 本サービスの概要

(本サービスの内容)

第4条 本サービスは、以下の機能を提供します。

- (1)文字変換機能（VUEVO専用マイクで集音した音声を文字に変換する機能）
- (2)翻訳機能（文字変換機能によって変換された文字を他の言語（当社が指定する言語に限ります。）の文字に翻訳する機能）
- (3)要約機能（文字変換機能によって変換された文字の要約を生成する機能）

2 当社は、本データについて、以下の各号に従って取り扱います。

- (1)VUEVO専用マイクが集音した音声データを第1項第1号の機能の提供に用います。但し、音声データは当社環境に保存しません。
- (2)以下のデータは、当社環境に保存します。
 - (ア) 文字変換機能により生成された文字データ
 - (イ) 翻訳機能により生成された文字データ
 - (ウ) 要約機能により生成された文字データ
 - (エ) ログデータ
- (3) 本データは、当社のモデル（連携サービスのモデルを含みます。）の学習の目的では利用しません。

(附属書面及び料金)

第5条 VUEVO利用料、VUEVOライセンスのライセンス有効期間（ライセンス開始日及びライセンス終了日）、並びに支払方法は、附属書面の定めに従います。

- 2 お客様は、本契約の成立後、ライセンス開始日前に本契約を解除された場合であっても、附属書面に定める条件に従って、VUEVO利用料の全部又は一部を支払うものとします。
- 3 お客様は、VUEVO利用料、その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。
- 4 当社は、VUEVO利用料、その他の当社に対する債務について、支払期日を経過後、お客様に対して支払いの催告を行います。当該催告が効力を生じた日から30日以内に支払いがない場合、当社は事前の通知なくして本サービスの提供を停止できるものとします。

第4章 本リソース

(専用ハードウェア)

第6条 当社は、附属書面の定めに従い、専用ハードウェアをお客様に提供します。

- 2 お客様は、当社が交付する使用者マニュアルに従って専用ハードウェアを使用するものとします。
- 3 お客様は、専用ハードウェアに不動作、異音、異臭、振動、出火等の作動不良が生じたときは直ちに使用を中止し、当社に対して連絡するものとし、専用ハードウェアを第三者に使用させる場合も同様とします。
- 4 お客様が本条に反した結果としてお客様又はその他の第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

(専用ソフトウェア)

第7条 当社は、以下の各号に従い、専用ソフトウェアをお客様に提供します。

- (1) 第三者が提供するアプリケーションプラットフォームを通じて、VUEVO専用アプリケーションをお客様に提供します。
- (2) ウェブブラウザを通じて、VUEVO専用ブラウザアプリケーションをお客様に提供します。
- 2 お客様がアプリケーションプラットフォームからダウンロードしたVUEVO専用アプリケーションをお客様が管理するデバイス（スマートフォン又はタブレット）にインストールしたこと、又は、お客様がVUEVO専用ブラウザアプリケーションにログインしたことをもって、当社は、本サービスの利用のために、お客様に対して、VUEVOライセンスの有効期間中、本規約に定める条件に従い、専用ソフトウェアの非独占的な使用を許諾します。
- 3 お客様は、当社が交付する使用者マニュアルに従って専用ソフトウェアを使用するものとします。
- 4 お客様が本条に反した結果としてお客様又はその他の第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

(当社環境)

第8条 当社は、本サービスの提供のため、第三者（以下「連携サービス提供者」といいます。）が提供する連携サービスを利用します。当社は、お客様に事前に通知することなく、連携サービスを当社の裁量でいつでも変更できるものとします。なお、お客様は、連携サービスについて当社に対して照会でき、当社はこれに対して回答します。

- 2 お客様は、本契約の成立をもって、当社が連携サービスを利用することについて同意したものとみなされます。また、お客様は、連携サービス提供者が定める利用規約その他条件がお客様又は利用者に適用されることがあることをあらかじめ承諾したものとみなされます。
- 3 連携サービス提供者の規約、利用規約、S L A 及びその他の契約条項（連携サービスの提供に関係するものである限り、その契約の種類及び名称を問わないものとします。）と本契約の規定との間に抵触又は矛盾があるときは、お客様と当社との間では、本契約が優先するものとします。
- 4 連携サービス提供者の都合により、連携サービスの内容及び契約が変更されることがあります。この場合において、お客様は、本サービスがその影響を受け、本サービスの内容が変更されるおそれがあることにあらかじめ同意したものとみなされます。

（お客様環境）

第9条 お客様は、本サービスの提供を受けるために必要な専用ハードウェア及びお客様環境の準備及び維持を、お客様の費用と責任において行うものとします。

- 2 お客様は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等をお客様のコンピューター等にインストールする場合には、お客様が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないように十分な注意を払うものとし、当社はお客様に発生したかかる損害について、当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第5章 本サービスの利用の注意事項

（アカウント情報の管理）

第10条 当社は、申込を承諾した場合、附属書面でお客様が指定した管理者用メールアドレスをログインIDとして管理者アカウントを発行します。

- 2 管理者は、本サービスを利用するための環境設定（メンバーアカウントの設定を含みます。）及び権限管理等を行うことができます。
- 3 お客様は、自己の責任において、アカウント情報を適切に管理するものとします。
- 4 お客様は、アカウント情報を第三者に漏えいし若しくは利用させる行為（不作為を含みます。）又は貸与、譲渡若しくは名義変更等をしてはならないものとします。

- 5 お客様は、アカウント情報を第三者に開示若しくは漏えいしたとき、アカウント情報の盗難若しくは不正利用の事実を知ったとき、又はそのおそれが生じたときには、当社に対しその旨を直ちに通知するものとします。この場合、当社から指示があったときは、お客様は、合理的な範囲で当該指示にしたがって対処しなければならないものとします。
- 6 アカウント情報の開示若しくは漏えい、又は盗難若しくは不正利用等によって、当社、お客様、利用者、その他第三者に損害が生じた場合、その責任はお客様が負うものとし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、当社は一切責任を負いません。

(禁止事項)

第11条 お客様は、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「不正使用」といいます。）をしてはならないものとします。

- (1) 他のお客様の情報にアクセスを試みること
 - (2) 他のお客様の情報を閲覧、取得又は使用すること
 - (3) 他のお客様の情報を第三者に開示又は漏えいすること
 - (4) 他のお客様のアカウントを用いて本サービスを利用すること
 - (5) 当社の定める方法以外の方法により当社環境にアクセス（以下「不正アクセス」といいます。）すること
 - (6) 当社環境に過度な負荷をかけること
 - (7) 専用ハードウェア、専用ソフトウェア、及び当社環境に対する以下の行為を行うこと
 - (ア) 改変
 - (イ) 逆コンパイル、逆アセンブルその他リバースエンジニアリングの手法等を用いた解析
- 2 お客様は、本サービスの利用に当たり、自ら又は第三者をして、次の各号のいずれかに該当する行為又はそのおそれがある行為をしてはならず又はさせてはなりません。
- (1) 法令に違反すること
 - (2) 公序良俗に反すること
 - (3) 当社又は第三者の権利利益を侵害すること
 - (4) 本サービスについて、次の各行為をすること
 - ア 当社又は第三者に不利益、損害、不快感を与えること
 - イ 本サービスに関する情報、音声、動画及び画像等を当社の許可なく、ウェブサイト及びSNS等に掲載すること
 - ウ その他本サービスの運営を妨害すること

(5) 専用ハードウェア及び当社環境並びに本サービスを構成し又は付属する有形及び無形の構成物（データ、画像、テキスト及び使用者マニュアル等のコンテンツ）について、次の各号のいずれかの行為をすること

- ア 不正アクセス、クラッキングその他その使用又は利用に支障を与えること
- イ 分解、解析、リバースエンジニアリング及びその他ソースコードを取得すること
- ウ 全部又は一部を他のソフトウェアに組み込むこと
- エ 不正なデータ又は命令を入力すること
- オ 前各号に準ずる行為と当社が判断する行為をすること
- カ その他当社が不適切と判断する行為をすること

3 お客様による第1項又は第2項の行為に関する責任はお客様が負い、当社は一切責任を負わないものとします。

4 お客様による第1項又は第2項の行為により当社に損害が発生した場合、当社はお客様に対して損害の賠償を請求することがあります。ただし、お客様の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りではありません。

（お客様環境の管理）

第12条 お客様は、本サービスを利用する各時点における技術水準に照らして合理的なセキュリティ対策（コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等を含みます。）をお客様環境に講じるものとします。

2 お客様は、利用者に対して本契約を遵守させるものとし、利用者の行為の一切について責任を負うものとします。

（申込内容の変更）

第13条 お客様は、附属書面に記載したお客様情報に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。

第6章 本サービスの運営

（本サービスの変更）

第14条 当社は、その裁量により、お客様に対する事前の通知なくして、いつでも本サービスの機能追加、品質維持又は品質向上を目的として、本サービスを変更することがあります。

(当社からの通知)

第15条 当社は、お客様が指定する連絡先のメールアドレスに電子メールを送信する方法により、本サービスに関する情報（請求書を含みます。）を通知します。

- 2 お客様が第13条に定める届出を怠った場合、又はお客様に起因して本規約に基づく当社からの通知が遅滞若しくは不能となった場合、当社は、連絡先のメールアドレス宛への通知の送信により本規約上の通知が完了しものとみなします。
- 3 第2項の遅滞若しくは不能に起因してお客様に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第7章 本サービスにおける情報の取扱

(個人情報の取扱)

第16条 当社は、本サービスの申込及び利用のためにお客様から取得する個人情報の取扱いについて、当社ホームページ（<https://pixiedusttech.com/privacy-policy-2/>）に掲げるプライバシーポリシー（以下「当社プライバシーポリシー」といいます。）に従うとともに、法令を遵守します。

- 2 当社は、本サービスをお客様に提供するために、以下のお客様情報を取得します。

(1) 申込時に取得するお客様情報

- (ア) 社名、代表者の役職及び氏名、並びに所在地
- (イ) 本サービスに関する情報（請求書を含みます。）の宛先の部署名、氏名、及びメールアドレス
- (ウ) 管理者用メールアドレス

(2) 本サービスの利用開始後に取得するお客様情報

- (ア) 管理者の氏名
- (イ) 利用者の氏名及びメールアドレス
- (ウ) その他、管理者又は利用者が任意に提供した情報

- 3 当社は、第2項のお客様情報を、当社プライバシーポリシーに記載する目的及び下記に掲げる目的に必要な範囲で利用いたします。

(1) 本サービスの提供（下記に例示します。）のため

- (ア) 申込手続の処理
- (イ) 専用ハードウェアの配送、返品、修理、及び交換
- (ウ) 本サービスに関する連絡及びカスタマーサポート
- (エ) VUEVO利用料の請求

(2) 本サービスの安定維持（下記に例示します。）のため

- (ア) 専用ハードウェア又は専用ソフトウェアのバグのトラブルシューティング、データ分析、テスト、並びに調査等の実施等のため
 - (イ) 専用ハードウェア又は専用ソフトウェアの運用上の問題のトラブルシューティング、データ分析、テスト、並びに調査等の実施等のため
 - (3) 本サービスの機能追加、品質維持、品質向上、並びにセキュリティ強化のため
 - (4) 本サービスの不正利用の検知（下記に例示します。）のため
 - (ア) 機械によるアカウント情報漏洩の自動検知プログラムの実行
 - (イ) データ分析
 - (ウ) テスト及び調査の実施
 - (5) 本契約に係る詐欺的行為及び本規約の違反の防止又は対応のため
 - (6) 本サービスに関連して、匿名加工した統計データの作成のため
 - (7) 新サービスの開発又は販売方法の検討のため
 - (8) その他上記目的に付随する目的のため
- 4 お客様は、お客様情報又は音声データに個人情報が含まれる場合、次の各号を表明し、保証します。
- (1) お客様がお客様の役職員及び第三者の個人情報の取得及び当社への提供について、個人情報保護法及びその他の適用法令のもと、正当な権限を有していること
 - (2) お客様が個人情報保護法及びその他の適用法令を遵守していること

（お客様情報の取扱い）

第17条 当社は、お客様情報を、本サービスの提供に必要な範囲で、連携サービス提供者が管理するサーバで保管することができるものとします。

- 2 当社は、本契約終了又は解除後、速やかに、お客様情報を削除し又はアクセス及び使用を防止する手段を講じるものとします。
- 3 当社は、第16条3項に定める事由のために、お客様情報の利用、削除、加工等を行うことができるものとします。
- 4 当社は、お客様が利用する情報に関して、連携サービスに起因する事由によりお客様情報の滅失等の障害が生じたときは、当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、一切責任を負いません。
- 5 当社は、裁判所、管轄官公庁等の行政機関等より、法令の要求に基づき開示を命じられた場合は、当該裁判所又は行政機関に対して、お客様情報を開示することができるものとします。ただし、この場合、当社は、法令上可能な範囲で速やかに、開示命令等を受けた旨をお客様に通知し、適法に開示を求められた範囲に限り開示するものとします。

(秘密保持義務)

第18条 本規約において「秘密情報」とは、お客様、管理者、利用者（以下「お客様等」といいます。）、又は当社（以下「開示当事者」といいます。）が、相手方（以下「受領当事者」といいます。）に対して開示する技術上、営業上、業務上、財務上その他の事項に関する一切の情報をいいます。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外するものとします。

(1) 開示当事者から開示等された時、既に公知となっていた、又は受領当事者において既に知得していたもの

(2) 開示当事者から開示等された後、受領当事者の責に帰せざる事由により公知となったもの

(3) 開示等の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの

(4) 開示当事者から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの

(5) 受領当事者が秘密情報によることなく単独で開発したもの

3 受領当事者は、開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、お客様等による本サービスの利用、又は当社による本サービスの提供の目的以外の目的で、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

4 第3項の規程にかかわらず、受領当事者は、開示目的のために知る必要のある弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等の職業上の秘密保持義務を負う専門家に対して秘密情報を開示することができるものとします。

5 受領当事者は、第4項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負うものでないときは、本契約に基づき自己が負う義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課し、その義務を遵守させるものとします。なお、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、受領当事者は、開示当事者者に対して当該第三者と連帯してその責任を負うものとします。

6 第3項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所や監督官庁等の公的機関により秘密情報の開示を命じられた場合には、命じられた範囲で秘密情報を、公表又は開示することができるものとします。

(本サービスの一時停止)

第19条 当社は、本サービスの提供が困難であると判断した場合、本サービスの全部又は一部を一時停止できるものとします。

2 当社は、第1項に従って本サービスの提供を一時停止する場合、お客様に対して、本サービスの一時停止の日の30日前までに「停止する旨」を通知します。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、

当社は、お客様に対する事前の通知なくして、直ちに本サービスの全部又は一部を一時停止できるものとします。

- (1) 当社環境又はお客様環境に異常、滅失、毀損又は不備等があるとき。
 - (2) 法令又は行政処分等により本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
 - (3) お客様、第三者の生命、身体又は財産保護のために必要なとき。
 - (4) お客様のアカウントが不正使用されている又はその可能性があるとき当社が判断したとき。
 - (5) 第25条に掲げる免責事由により本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
 - (6) お客様が本契約に違反した又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - (7) セキュリティ強化及び本サービスの機能追加、品質維持及び品質向上を目的として本リソースの点検、保守又は更新のために必要なとき
 - (8) その他、当社が必要と判断したとき。
- 4 当社は、第1項又は第3項の一時停止によりお客様に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、一切責任を負いません。
- 5 当社は、当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、一時停止期間中のVUEVO利用料は返金しません。

(本サービスの廃止)

第20条 当社は、本サービスの継続が困難であると判断した場合、本サービスの全部又は一部を廃止することできるものとします。

- 2 当社は、本サービスの廃止の日の6か月前までにお客様に対してその旨を通知するものとします。
- 3 本サービスの廃止の日に本契約は自動的に終了します。
- 4 当社は、第1項の廃止によりお客様に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、一切責任を負いません。
- 5 本サービスの提供を廃止する場合、VUEVO利用料（但し、購入プランを選択したお客様の場合、専用ハードウェアの料金を除きます。）は、本サービスの廃止日が属する請求期間の分まで発生するものとします。
- 6 当社がお客様から受領したVUEVO利用料と、第5項に従って算出された本サービスの廃止日が属する請求期間以前の分のVUEVO利用料との間に差額がある場合、当社は、お客様に対して、当該差額を返金します。

第 8 章 本契約の終了

(有効期間)

第21条 本契約の有効期間は、ライセンス開始日からライセンス終了日までとします。

- 2 附属書面に定めた解約申出期日までに当社の定める方法によるお客様からの解約の申出がない場合、VUEVOライセンスの有効期間は同一条件で延長されるものとします。
- 3 本契約の終了後、専用ハードウェアの異常に起因してお客様に損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。
- 4 第18条の規程は、本契約の終了後も3年間はなお有効に存続するものとします。
- 5 第5条第3項及び第4項、第6条第4項、第7条第4項、第10条第6項、第11条第1項第7号、第3項及び第4項、第16条、第17条、第19条第5項、第20条第4項及び第6項、本条第3項、第23条第3項及び第4項、第25条、第26条、第27条第5項、第28条、並びに第29条の定めは、本契約終了後も、なお有効に存続するものとします。

(契約の解除)

第22条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償をお客様に対して請求できるものとします。

- (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- (2) 不正使用をしていると当社が認めたとき。
- (3) 第2号に定めるほか、本契約に定める事項に違反したとき。ただし、軽微な違反を除く。
- (4) 本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (5) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- (7) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき又はそのおそれがあるとき。
- (8) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

(本契約の終了)

第23条 本契約は、以下の各号の何れかの日に終了します。

- (1) 本契約の解約又は解除が成立した日
- (2) 当社が本サービスの全部を廃止した日
- 2 本契約の終了と同時に、お客様の本サービスの提供を受ける権利及びその他本サービスに付随する権利は失効します。
- 3 本契約が第1項第1号又は第2号の事由により終了した場合であっても、当社は、お客様から受領済みのVUEVO利用料を返金しません。
- 4 当社は、本契約の終了後に専用ハードウェアの異常又はそれに起因する損害がお客様に生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第9章 一般条項

(知的財産権)

第24条 本サービスに関する知的財産権の一切は、当社又は正当な権利者たる第三者に帰属します。

- 2 本契約の成立は、本契約において明示されている場合を除き、当社又は第三者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。

(免責及び責任制限)

第25条 当社は、次の各号のいずれかに起因又は関連してお客様が被った損害の責任を負いません。

- (1) 本契約の終了
- (2) 専用ハードウェアの滅失、毀損、故障等による利用不能
- (3) 本サービスにより提供される情報の誤り
- (4) 本サービスの提供の停止、終了又は変更
- (5) 本サービスの廃止
- (6) お客様により提供された情報の誤り
- (7) 本データ又はお客様情報の滅失
- (8) お客様による本契約の表明保証又は義務違反
- (9) 本サービスの提供に当たって、お客様と第三者との間で生じたトラブル
- (10) 本サービスの無断改変、本サービスへの不正アクセス又は攻撃、コンピューター・ウィルスの混入等
- (11) 連携サービス提供者又は連携サービスに起因して生じた本サービスの障害又は本サービスの全部若しくは一部の提供不能
- (12) 前各号に定める事由を除く第30条に定める事由に起因して生じた本サービスの障害又は本サービスの全部若しくは一部の提供不能

- (13) 前各号に定める事由を除く当社の責めに帰すべからざる事由に起因する本サービスの障害又は本サービスの全部若しくは一部の提供不能
- 2 前項の規定にかかわらず、当社がお客様に対して何らかの損害賠償責任を負うとき、その範囲及び額は次の各号のとおりとします。
- (1) 損害の範囲は、現実が生じた直接かつ通常の損害に限られます。逸失利益を含む特別損害は、その予見又は予見可能性の有無にかかわらず、損害の範囲に含まれません。
- (2) 損害額は、損害発生の原因となる事由の発生した当月の利用料金（利用料金を年で計算している場合には、月で割った額を意味します。）を上限とします。
- 3 前二項は、損害が当社の故意又は重大な過失によって生じた場合には、適用されません。
- 4 お客様による本サービスの利用に関連して、お客様が、利用者、連携サービス提供者その他の第三者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、お客様の費用と責任において当該紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。ただし、当該紛争の発生が当社の責に帰すべき事由を含む場合には、協議のうえ、紛争処理における費用と責任の分担について定めるものとします。
- 5 お客様による本サービスの利用に関連して、当社が、利用者、連携サービス提供者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、お客様は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。ただし、当該請求の発生が当社の責に帰すべき事由を含む場合には、協議のうえ、賠償金額の分担について定めるものとします。

(非保証)

第26条 お客様は、次の各項についてあらかじめ承諾するものとします。

- (1) お客様環境のソフトウェアのバージョンアップに伴い、専用ハードウェア、専用ソフトウェア又は当社環境の動作に不具合が生じる場合があること
- (2) 第1号の不具合が生じた場合、当社は、プログラムの修正等の対応を行うよう努めるが、当該不具合が解消されることを保証しないこと
- (3) 本契約締結時における本サービスと同等の環境を永続的に維持するものではないこと
- (4) 当社環境又はお客様環境の状況により、遅延等の不具合が発生する場合があること
- 2 当社は、以下の各号を保証するものではありません。
- (1) 本サービス、本サービスの利用の結果、本サービスに付随するサービス若しくはこれに関連する事項、専用ハードウェアの動作、及び当社環境の動作につ

いて、明示又は黙示の別を問わず、その正確性、信頼性、完全性（セキュリティ等の欠陥、エラー、若しくはバグ等がないことも含みます。）、安全性、適法性、有用性、お客様の特定の目的への適合性、事実上若しくは法律上の一切の不具合（第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害していないこと等を含みます。）がないこと

（2）お客様情報のバックアップを保持すること

（3）お客様による本サービスの利用が、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること

（不可抗力）

第27条 当社は、地震、台風、津波、噴火その他の天変地異、感染症の蔓延、戦争、暴動、内乱、テロ行為、輸送機関・通信回線等の事故、連携サービスに起因する障害による本サービスの提供停止及びその他の不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除きます。）の履行遅滞又は履行不能については、その責任を負わないものとしします。

（反社会的勢力の排除）

第27条 本規約において「反社会的勢力」とは、暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）、暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）、総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）、社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）、又は特殊知能暴力集団等（上記に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）、その他これらに準ずる者をいいます。

- 2 当社は、お客様又はお客様のいずれかの構成員（会社法上の役員、従業員（正規、非正規、パート、派遣従業員などの如何を問わない。）、相談役、顧問及びその他のアドバイザーを含む。以下総称して「お客様構成員」といいます。）が反社会的勢力であることが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本規約を解除できます。
- 3 当社は、お客様が反社会的勢力に該当すること又はお客様が次の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除できます。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 4 当社は、お客様又はお客様構成員が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除できます。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社若しくは当社の関係者の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 5 当社は、前三項の規定により本契約を解除した場合において、お客様に損害が生じても何らこれを賠償及び補償することは要しないものとします。また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、お客様は当社に対してその損害を賠償するものとします。

（権利義務の譲渡禁止）

第28条 お客様は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の地位を第三者に移転し、又は、本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは第三者への担保設定又はその他の処分をすることはできません。

(事業譲渡等の場合の取扱い)

- 第29条 当社が、本サービスに係る事業の全部又は一部を第三者に譲渡し又は合併若しくは会社分割等により承継させたとき（以下総称して「当該譲渡等」といいます。）は、当社は、当該譲渡等に伴い、本契約上の地位、権利及び義務並びにお客様に関する情報を当該譲渡等の譲受人等に承継させることができるものとします。
- 2 お客様は当該譲渡等について、当該譲渡等について予め同意したものとみなしますので、異議を述べることはできません。

(分離可能性)

- 第30条 本規約のいずれかの規定がお客様との本規約に基づく契約に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該お客様との契約には適用されないものとします。ただし、この場合でも、本規約の他の規定の効力には影響しません。

(準拠法・裁判管轄)

- 第31条 本規約は、日本法に準拠して解釈されます。
- 2 当社及びお客様は、本規約に関し、お客様と当社との間で生じた紛争の解決について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

(附 則)

制定 2024 年 10 月 1 日

以上